

『社会的距離の確保第2段階』及び『強化された社会的距離の確保第2段階』の比較

9月8日付け保健福祉部公開資料(仮訳)

	社会的距離の確保第2段階	強化された社会的距離の確保第2段階
期間	2020年9月7日～20日	2020年9月7日～13日
適用地域	非首都圏	首都圏
[民間] 不特定多数が 利用する施設	危険度が高い 不特定多数が利用する施設(※) 【防疫ルールの義務化、集合制限】	習い事教室(10人未満)及び 危険度が高い不特定多数が利用する施設 【防疫ルールの義務化、集合制限】
	該当事項なし	フランチャイズ型のコーヒー・ 飲料専門店・製菓製パン店・ アイスクリーム／かき氷専門店 テイクアウト・デリバリーのみ許可
		一般飲食店・休憩型飲食店・製菓店 21時から翌日05時まで テイクアウト・デリバリーのみ許可
学校	密集度最小化措置 (登校人数は全体の1/3以下) (高等学校は2/3以下)	遠隔授業への切り替え 高等学校の登校人数は 全体の1/3以下(～9/20)
[民間] 不特定多数が 利用する施設	12種類の高危険施設 (流通物流センターを除く) 集合禁止	
	社会福祉施設及び保育園の休館、休園勧告 ※緊急ケア等の必須サービスは維持	
[公共] 不特定多数が 利用する施設	屋内国公立施設の運営を中断	
集合・集まり・ イベント	屋内50名以上、屋外100名以上 → 集合・集まり・イベントの禁止	
スポーツ イベント	無観客試合へ切り替え	
[公共] 機関・企業	フレックス勤務やテレワーク等 を通じて勤務人数を制限	
[民間] 機関・企業	公共機関と同様の水準で 勤務人数を制限するように勧告	
不特定多数が 利用する施設	学習塾、ゲームセンター、一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、 ウォーターパーク、宗教施設、屋内結婚式場、公演場、映画館、銭湯・サウナ、 屋内体育施設、レンタルルーム、DVDルーム、葬儀場	
高危険施設 (12種類)	クラブ・ルームサロンなどの居酒屋、コーラテック、団欒酒店、キャバクラ、ナンパ居酒屋、 カラオケ、屋内スタンディング公演場、屋内の集団運動(激しいGX類)、 訪問販売などの直接販売広報館、大型塾(300人以上)、ビュッフェ、ネットカフェ	